

## 別紙 8 - 4 土地の履歴調査 (登記簿)

公用

愛知県豊橋市今橋町 1 2 - 1

全部事項証明書

(土地)

表題部 (土地の表示)		調製	平成 5 年 1 1 月 2 4 日	不動産番号	1 8 0 4 0 0 0 0 7 2 4 8 8
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町				余白
① 地番	② 地目	③ 地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付 [登記の日付]	
1 2 番	宅地	4 7 8 6	1 8	余白	
1 2 番 1	余白	4 1 3 6	7 6	①③ 1 2 番 1 ないし 1 2 番 3 に分筆 [昭和 4 8 年 9 月 1 4 日]	
余白	余白	4 1 9	6 5	③ 1 2 番 1、1 2 番 4 に分筆 [昭和 5 2 年 7 月 7 日]	
余白	余白	余白		昭和 6 3 年 法務省令第 3 7 号 附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 5 年 1 1 月 2 4 日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和 3 9 年 1 2 月 2 3 日 第 2 6 3 0 6 号	所有者 大蔵省 順位 1 番の登記を移記
	余白	余白	昭和 6 3 年 法務省令第 3 7 号 附則第 2 条第 2 項 の規定により移記 平成 5 年 1 1 月 2 4 日

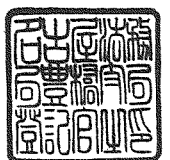


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和 5 年 7 月 7 日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 頭



\* 下線のあるものは抹消事項であることを示す。

整理番号 D 4 8 8 5 0 ( 6 / 1 0 )

1 / 1

表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072489
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
12番2	宅地	120	70	12番から分筆 〔昭和48年9月14日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和39年12月23日 第26306号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 頭



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072494
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	㎡	原因及びその日付〔登記の日付〕	
14番	堤	3748		余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和41年12月9日 第28524号	原因 昭和41年1月31日所管換 所有者 建設省 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年11月24日

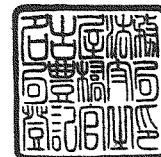


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 頭



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072497
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
16番	宅地	2135	80	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和39年12月23日 第26306号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日

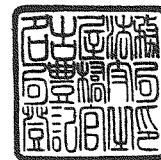


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 顕



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072464
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番1	宅地	211668	82	余白	
余白	余白	211382	95	③3番1、3番3に分筆 〔昭和50年5月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和39年12月23日 第26306号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年11月24日

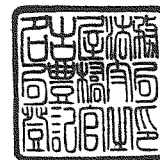


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 頭



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072466
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
3番3	宅地	285	86	3番1から分筆 〔昭和50年5月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和50年5月22日 第15070号	原因 昭和49年12月26日譲与 所有者 豊橋市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年11月24日

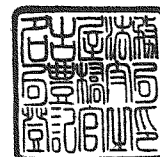


これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 顕



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072467
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積 m <sup>2</sup>		原因及びその日付〔登記の日付〕	
4番	宅地	184442	80	余白	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日	
余白	余白	余白		不存在 〔平成30年12月11日 同日閉鎖〕	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	明治37年6月9日 第4387号	所有者 陸軍省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日

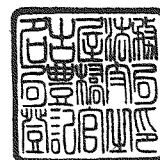


これは閉鎖された登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、閉鎖された登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 頭





表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072473
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
9番2	公衆用道路	205		9番から分筆 〔昭和41年12月5日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和39年12月23日 第26306号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日

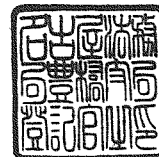


これは登記記録に記載されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記載されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 頭





表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072474
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
10番	宅地	2120	23	余白	
10番1	余白	2023	96	①③10番1、10番2に分筆 〔昭和50年5月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権保存	昭和39年12月23日 第26306号	所有者 大蔵省 順位1番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項 の規定により移記 平成5年11月24日

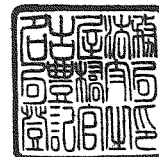


これは登記記録に登録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に登録されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 頭



表題部 (土地の表示)		調製	平成5年11月24日	不動産番号	1804000072475
地図番号	余白	筆界特定	余白		
所在	豊橋市今橋町			余白	
①地番	②地目	③地積	m <sup>2</sup>	原因及びその日付〔登記の日付〕	
10番2	宅地	96	26	10番から分筆 〔昭和50年5月9日〕	
余白	余白	余白		昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日	

権利部 (甲区) (所有権に関する事項)			
順位番号	登記の目的	受付年月日・受付番号	権利者その他の事項
1	所有権移転	昭和50年5月22日 第15070号	原因 昭和49年12月26日譲与 所有者 豊橋市 順位2番の登記を移記
	余白	余白	昭和63年法務省令第37号附則第2条第2項の規定により移記 平成5年11月24日



これは登記記録に記録されている事項の全部を証明した書面である。ただし、登記記録の乙区に記録されている事項はない。

令和5年7月7日  
名古屋法務局豊橋支局

登記官

山本 聡 顕

